

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年2月26日
【会社名】	株式会社ファーストエスコ
【英訳名】	The First Energy Service Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎 知格
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目10番2号
【電話番号】	03-3538-5980
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小池 久士
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目10番2号
【電話番号】	03-3538-5980
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 小池 久士
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第10回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付)) その他の者に対する割当 968,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算 235,928,000円 した金額 (注)新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権(希薄化防止型行使価額修正条項付))】

##### (1)【募集の条件】

発行数	4,400個(新株予約権1個につき5株)
発行価額の総額	968,000円
発行価格	新株予約権1個につき220円(新株予約権の目的である株式1株当たり44円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	4,400個
申込期間	平成22年3月15日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ファーストエスコ 本店 財務経理部 東京都中央区京橋二丁目10番2号
払込期日	平成22年3月15日(月)
割当日	平成22年3月15日(月)
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 麹町支店

- (注) 1. 第10回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、平成22年2月26日(金)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとし、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋兜町二丁目1番1号
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は、あらかじめ22,000株に確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項に定義する。)が修正されても、本新株予約権の目的である株式の総数は変化しません。なお、本新株予約権の行使価額は、当初行使価額を下限とし、当初行使価額の2倍を上限とした行使価額修正条項を付しております。このため発行後株価が上昇した場合、行使価額は上方に修正されるため、資金調達額は増加します。</p> <p>2. 修正の基準：東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格の90% 修正の頻度：1週間に1回</p> <p>3. 割当株式数の上限：22,000株(発行済株式総数の24.71%) 資金調達額の下限：235,928,000円(本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額です。但し、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該資金調達額は減少します。)</p> <p>4. 平成22年7月15日以降本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が認め、これを決議した場合は、本新株予約権の発行価格と同額の金銭を割当予定先に払い戻すことにより、当社は割当予定先の保有する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。</p>
新株予約権の目的と なる株式の種類	株式会社ファーストエスコ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は単元株制度を導入していない。
新株予約権の目的と なる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、5株(以下「割当株式数」という。)とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として、22,000株とする。但し、下記第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>

## 新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの価額(以下「行使価額」という。)は、当初10,680円(本新株予約権の発行決議日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%、以下「当初行使価額」という。)とする。
3. 行使価額の修正  
平成22年3月16日以降、行使価額は、毎週月曜日(但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の日通し出来高加重平均取引価格(以下「日通しVWAP値」という。)が公表されない場合には、日通しVWAP値のある翌取引日とする。以下「決定日」という。)の日通しVWAP値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「基準価格」という。)に、決定日の翌日以降修正される。但し、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額に相当する金額(以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とし、基準価格が当初行使価額の200%に相当する金額(以下「上限行使価額」という。)を上回る場合には、修正後の行使価額は上限行使価額とする。なお、下記第4項の行使価額の調整が行われる場合、行使価額の調整に伴い、下限行使価額及び上限行使価額も同様に調整される。
4. 行使価額の調整  
(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \text{既発行} \\
 \text{行使価額} & = & \text{普通} \\
 & & \text{株式数} \\
 & & \times \\
 & & \text{時 価} \\
 & & + \\
 & & \text{交付普通株式数} \\
 & & \times \\
 & & \text{1株あたりの} \\
 & & \text{払込金額} \\
 & & \hline
 & & \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}
 \end{array}$$

既発行普通株式数は、当社普通株式の株主(以下「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(5)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた株数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合は当該払込期間の最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)

以降、又はかかる交付につき当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で請求又は行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)以降これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	234,960,000円 上記金額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額である。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加する。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少する。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は上記「新株予約権行使時の払込金額」記載の各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額と同額とする。</li> <li>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	平成22年3月16日から平成24年3月15日
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社ファーストエスコ 本店 財務経理部</li> <li>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 麹町支店</li> <li>4. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえ、これを行使可能期間中に行使請求受付場所に提出するものとする。 (2) 本新株予約権を行使しようとする場合、上記4.(1)の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を上記3.に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、平成22年7月15日以降いつでも、当社取締役会は本新株予約権を取得することを決議した場合には、当社取締役会で定める取得日の14営業日前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を新株予約権1個あたりの払込金額と同額で取得することができる。当社が本新株予約権の一部を取得する場合、抽選その他合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 新株予約権行使の効力の発生

本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に入金された日に発生する。

2. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。また、当社は、株券不発行会社であるため、本新株予約権の行使に伴って株式を取得した場合においても、株券は発行しない。

3. (a) 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

本新株予約権の発行による資金調達の検討の経緯

当社は、今般の資金調達に際し、多種多様な資金調達手段を検討いたしました。まず、デット・ファイナンスとエクイティ・ファイナンスを比較した場合、当社の財政状況を勘案いたしますと銀行等の金融機関からの本資金調達予定額相当の借り入れは困難であり、またこのような状況下で事業を安定して推進していくためには自己資本の充実による財務体質の強化が必要と判断し、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を模索してまいりました。エクイティ・ファイナンスのうち、当社の業績及び株価の推移から勘案し、公募による資金調達も困難であるとの判断から、内外の金融機関や事業会社等を対象とした第三者割当による資金調達の検討を進めてまいりました。

そのような状況のなか、三田証券株式会社より新株予約権の第三者割当をご提案いただき、本新株予約権による資金調達を行うことにいたしました。

現在及び将来における発行済株式総数の増加が株主に及ぼす影響

平成22年1月31日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は89,010個（自己株式等を除く完全議決権株式数は89,010株）で、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社株式に係る議決権の数は22,000個となり（この場合当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は111,010個となります。）、当初の発行済株式総数89,010株に対する希薄化率は最大24.71%となります。

このため、結果として当社株式の1株あたりの株式価値が希薄化することとなりますが、当社グループの実践する省エネルギー施策や新エネルギーの提供等、二酸化炭素排出量削減に直接的に関与するエネルギー施策を推進することにより業績の進捗が改善され、カーボンマネジメントを中心とする将来の事業構築により株価の上昇および当社株式の流動性は向上するものと考えております。これらのことにより徐々に行使が促進される本新株予約権の性質から、実際には株価等の上昇局面において段階的に希薄化が進行するため、結果として市場に過度の影響を与えるものではないと考えております。当社を取り巻く厳しい事業環境下で、手元流動資金を確保し、財務体質の健全化を図ることが、事業の再建を加速させ、また今後の当社の経営基盤の安定化を実現するとともに、当社の競争力、収益力の一層の強化に資するものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であり、本資金調達による長期的な株主価値の向上により回収可能であると判断しております。

当社は株式数増加による希薄化の影響を上回るよう企業価値の向上に向け、最善の努力を尽くしてまいります。既存株主の皆様におかれましては、当社の現状をご理解いただき、今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本新株予約権の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点

本新株予約権の行使価額は、当初行使価額10,680円（発行決議日の前取引営業日の終値の100%）以上、21,360円以下の価格帯でのみ日通しVWAP値の90%に修正されます。従いまして、株価上昇局面では資金調達額が大きくなるというメリットがあります。他方、行使価額が当初の行使価額よりも低く修正されることはありません。以上のような設計により、株価の上昇にあわせたファイナンスが可能となり、既存株主様の利益を損ねないように資金調達を行うことができることとなります。また、本新株予約権に関しまして、当社が取得日の14営業日前に通知することにより、発行価額と同額で本新株予約権を取得することが可能となっております。これにより当社株価が当初行使価額を上回る局面では、発行後において割当予定先の積極的な本新株予約権の行使を促すことができます。一方、当社株価が行使価額上限もしくは下限を超えて推移し、本新株予約権の行使価額が市場実勢価格から大幅に乖離するような場合も、本新株予約権を買い戻すことができます。このように、当社が本新株予約権を買い戻すことが適切と判断した場合には、機動的に実施することが可能となっております。また、本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から反社会的勢力または経営に重大な影響を及ぼす恐れのある第三者への譲渡はもちろんのこと、取締役会の承認決議なしにはいかなる第三者にも譲渡されません。これらにより、当該資金調達の方法は当社の資金調達ニーズを満たしつつ既存株主への影響を最大限配慮したものであり、当社にとって現時点における最良の選択肢であると判断いた

しました。

しかしながら、( )上記 「現在及び将来における発行済株式総数の増加が株主に及ぼす影響」で記載の通り、当社株式の1株あたりの株式価値が最大24.71%希薄化する可能性があること、( )割当予定先が本新株予約権を行使しない場合には、行使に際して払い込まれる金額につき資金調達ができないこと、( )本新株予約権の行使により交付される当社普通株式が割当予定先により市場で売却される場合には株価下落要因となるというデメリットはございます。

- (b) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はございません。

- (c) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む各暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を行わないようにさせ、また、割当予定先である三田証券株式会社が制限超過行使を行わないことについて、本新株予約権の総額買取契約において合意しております。また、上記割当予定先の行使制限にかかる義務は、本新株予約権が譲渡された場合その譲受人にも承継される旨当該総額買取契約において合意しております。

- (d) 当社の株券の売買（金融商品取引法施行令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で、当社株式のつなぎ売りを目的とする以外の空売りを行わないこと及びこれを目的とする貸借株契約を第三者と締結しないことを合意しております。

- (e) 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

当社は、割当予定先と当社の企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第31号に定める特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結される予定の取り決めがあることを認識しておりません。

- (f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
235,928,000	5,000,000	230,928,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(968,000円)に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(234,960,000円)を合算した金額であります。なお、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。但し、行使価額が修正された場合、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加します。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。
2. 発行諸費用の概算額には、第三者評価機関報酬、弁護士報酬費用等が含まれております。
3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

## (2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
(1)省エネルギー支援サービス事業構造改革 オンサイト発電設備等の効率改善及び設備安定度改善のための改修費用	160	平成22年10月以降、順次改修工事を実施する。
(2)木質バイオマス発電事業構造改革 子会社にて運営するバイオマス発電設備安定度改善のための改修費用(子会社貸付金として支出する見込み)	100	平成22年 8月以降、年次定期整備時期に改修工事を実施する。

- (注) 上記、資金使途については、個別案件毎に精査し、投資回収の実効性を十分に検討した上で実施する予定です。各項目の支払予定時期までに時間を要する場合には、資金の流動性が確保され比較的リスクの低い銀行預金にて運用する予定です。

省エネルギー支援サービス事業のオンサイト発電設備は、顧客企業の生産計画等により稼働状況が異なります。ひとつの顧客企業には複数の発電設備を設置していることが多く、交互に運転する等の稼働状況の平均化を図っていますが、設備稼働12,000時間や24,000時間に到達すると設備メーカーの推奨する部品の交換やオーバーホールを実施することになります。実施するメンテナンスは、経過稼働時間に応じて小規模なものと大規模なものがあり、当社が手掛けたオンサイト発電事業の多くは、エネルギーサービスの開始から概ね5年を経過し比較的大規模なメンテナンスの時期に差し掛かってきております。こうした定期点検保守の機会を捉え、より高効率な機器への転換等、顧客へのサービス強化に努める費用として160百万円を充当する予定です。実施時期の目安としては、平成22年10月以降となる見込みです。これは、保守点検等の実施時期が顧客企業の発電設備の稼働状況により変動することから、規定の使用時間に到達する時期を現時点の使用状況を顧客ごとの設備メンテナンス整備計画から等から判断したものです。

木質バイオマス発電事業における発電設備保守改修費用については、当社グループの運営する3つの発電所のうち白河ウッドパワー、日田ウッドパワーが操業開始から約4年を経過し、上述のオンサイト発電設備と同様に比較的大規模の定期点検整備を実施する時期となります。3つの木質バイオマス発電所を運営してきた経験値を最大限活用し、安定的な運転を実現するべく必要な改修を実施する予定です。このため、当該保守改修費用として100百万円を充当する予定です。定期点検実施の時期は、平成22年11月前後となりますが、改修のための部品等の手配を考慮し平成22年8月以降としています。

調達する資金は、新株予約権の行使によるため新株予約権者の投資判断に基づいています。このため、調達に関する詳細なスケジュールは未定ですが、仮に権利行使がなされない場合、又は権利行使が一部に留まり調達額が減少した場合、上記の保守改修に係る資金は、計画の見直し等を実施した上で借入等により調達する予定です。

**第2【売出要項】**

該当事項はありません。

**第3【第三者割当の場合の特記事項】****1【割当予定先の状況】****a. 割当予定先の概要**

名称	三田証券株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋茅場町一丁目6番17号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 三田 邦博
資本金	5億円
事業の内容	証券業
主たる出資者及びその出資比率	三田 邦博 37.26%

**b. 当社と割当予定先との関係**

本有価証券届出書提出日現在において、当社と割当予定先の間に出資、人事、資金、技術又は取引等において重要な関係はございません。

**c. 割当予定先の選定理由**

当社は、温暖化ガスの排出削減に資するため、企業のエネルギーマネジメントを支援する「省エネルギー支援サービス事業」を展開しております。これに加えて、木質チップを燃料とするバイオマス発電所「ウッドパワー」を全国3箇所で開催しております。

現在当社では、事業収益の拡大、及び財務体質の改善を目的として、事業構造の改革を進めております。昨年4月には、赤字事業であった電力小売事業から撤退し、関連会社を譲渡したことにより、現在は上記の2事業に資源を集中いたしました。しかし、顧客企業の設備投資抑制の流れには抗し難く、グループ全体での収益黒字化には至っていないのが実情です。

こうしたなか当社では、事業構造の改革を継続し、また省エネルギー支援サービス事業を拡大推進していくことが重要な使命であると認識しております。一方、こうしたスクラップ・アンド・ビルドによって、企業体質の改善を進めていくためには、自己資本の充実が不可欠です。将来の事業収益を最大化するために、不採算の事業については整理、または縮小する方向で進めてまいりますので、その過程において損益計算書上の損失が発生する可能性は否定できません。このたび新株予約権を発行することを決定した背景としましては、早期に構造改革推進の実効を挙げるため、これに耐えうる資本基盤の充実を図り、機動的な経営を実現することを目的としております。また、ひいては財務体質の強化を図ることにより、安定的な経営基盤を確立し、事業の継続的な発展性をより確かなものとするを旨としております。

現在、温暖化ガス排出削減の要請は、わが国に限ってみましても幅広く、多岐にわたっております。すなわち、国の定める基準（省エネ法・温暖化対策法等）、地方の定める基準（各種条例等）、民間の基準の策定などが、同時並行して進められております。一方で、これを課せられた企業等の事業者としては、環境対応のための新たな体制、施策を用意する必要が生じました。しかしこうした要請に対応するためには、人員の確保や、設備・エネルギーの状況把握など、多大な努力と費用を必要とします。

こうした企業側のニーズに応えるべく、当社では「カーボンマネジメント」を行う事業部の拡充を図り、質量ともに従来以上に充実したサービスを提供できる体制を整備しております。今後の戦略としては、まさにこうしたニーズに応えていくことにより、取引先の拡大、収益の大幅な改善を図り、当社のプレゼンスを向上させようと考えております。

このたびの資本調達において、本新株予約権の発行を選択した理由としましては、ひとつには当社株式の過度の希薄化を防止し、かつ適切な規模の資金調達が可能であることから、現時点で当社がとりうる最良の選択であると判断いたしました。

当社は、今般の第三者割当による本新株予約権の発行に当たり、資金の調達が適時に行われること、将来的に必要な資金が確保できること、当社の事業内容や中長期事業戦略についてご理解いただけること等を条件として、割当予定先を検討してまいりました。第三者割当増資の割当予定先となり得る事業会社等、多種多様な調達手段を検討し、コンサルティング会社、投資会社等より様々なご提案をいただきました。

割当予定先の三田証券株式会社は、昭和24年7月の設立以降、法人と個人のいずれに対しても多様なサービスを展開し、長年にわたり実績を積んできた会社でございます。

同社にご提案いただいた本新株予約権のスキームは、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権(希薄化防止型行使価格修正条項付)) (2) 新株予約権の内容等 注3(a) 本新株予約権の発行により資金の調達をすることが株主にとって有利又は不利である理由」に記載したとおり、現在、当社が採り得る資金調達手段の中でもっとも有利な条件であり、当社が受けた複数のご提案の中で、株式価値の希薄化が徐々に進捗する点、株価の上昇によって調達する資金が拡大する可能性がある点などを勘案し、もっとも適した手法であると判断いたしました。

上記に加え、本新株予約権が全部行使された際は同社が当社の筆頭株主となりますが、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であると聞いており、当社の経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がないことにより、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

(注) 本新株予約権は、日本証券業協会会員である三田証券株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCBの取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の適用を受けて募集が行われるものです。

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的となる株式の総数は22,000株である。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先より、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であるとの説明を受けており、当社の経営に介入する意思がないことを確認しております。また、割当予定先は証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、市場売却を適宜行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定です。従って、当社株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

また、売却に際しての決定及び執行は、日本証券業協会の規則及びこれに準じた割当予定先の社内規程に従って行われます。

なお、当社は、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権(希薄化防止型行使価格修正条項付))

(2) 新株予約権の内容等 注3(2)本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」に記載したとおり、割当予定先である三田証券株式会社が制限超過行使を行わないことについて、本新株予約権の総額買取契約において合意しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、最近の財産状態の推移に関し、割当予定先作成の平成22年1月31日現在の貸借対照表記載の現預金の額により、払込みに要する財産の存在について確認しております。

g. 割当予定先の実態

本新株予約権の権利行使及び本新株予約権の行使により交付される株式の売却に関する権限は、割当予定先のディーリング本部にあります。

なお、割当予定先は、1949年創業の証券会社であり、日本証券業協会の協会会員として、証券業が免許制であった時代から長年にわたり証券業を営み、現在は金融商品取引業者として登録を受けているとともに、その取締役はいずれも証券外務員有資格者として登録されております。また、日本証券業協会は、協会会員とその役職員が反社会的勢力との関係を持つことに対し、厳しい処分を臨んでおり、協会会員や登録者に当該関係が認められた場合は除名処分等の措置がなされます。割当予定先は、近年同協会の処分を受けた事実はなく、また社内規程により反社会的勢力への対応に関する基準を定めております。

当社は、割当予定先が長年にわたり継続して協会会員となっていること、またその取締役全員が証券外務員等の有資格者として登録されていること、また調査会社の調査によっても割当予定先やその役員又は主要株主と反社会的勢力との関係が確認されなかったことから、割当予定先には反社会的勢力との関係がないものと判断いたしました。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権はその内容として、譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限が付されております。

### 3【発行条件に関する事項】

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する本新株予約権の総額買取契約に定められた諸条件及び当社の過去2年間の株価、配当率、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）、平均売買出来高等を前提として、本新株予約権の発行価額について第三者評価機関に算定を依頼いたしました。当該評価機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション法を用いて、今後の当社株式の価格および出来高の動向、割当先の権利行使の進捗および株式売却の影響などを、当社および割当先と協議して決定した一定の想定の下に、多数の発生しうる事象に発生確率を掛け合わせて総合的に評価した結果、本新株予約権のオプション価値を871,200円（1株当たり39.6円）と評価いたしました。当社は、当該評価書の算定結果を参考とし、割当予定先である三田証券株式会社と十分な協議を経たうえで、本新株予約権の払込金額の総額を金968,000円（1株当たり44.0円）と決定いたしました。この発行価額については、第三者評価機関の評価額と比較して、公正かつ妥当な価額であり、会社法第238条第3項第2号に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。

なお、行使価額は、当初発行決議日の前取引営業日の終値であり、その後毎週月曜日（但し、月曜日が取引日でない場合又は月曜日に日通しVWAP値が公表されない場合には、日通しVWAP値のある翌取引日とする。）の日通しVWAP値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に、決定日の翌日以降修正されます。但し、かかる算出の結果、当初の行使価額10,680円を下回る場合の修正後行使価額は当初行使価額10,680円（下限行使価額）とし、21,360円を上回る場合は21,360円（上限行使価額）とします。この修正後の行使価格は、市場での取引執行に伴う価格変動リスク、当社株式の出来高に表される市場性などを考慮すると、特に割当予定先に有利な条件には該当せず、適正かつ妥当であると判断しております。

上記の通り、本新株予約権の払込金額は第三者評価機関から受領した評価書における算定結果を参考に決定しており、また、弁護士事務所（東京青山・青木・狛法律事務所）から、第三者評価機関の算定結果が公正である等の一定の前提条件、留保又は限定の下、「本新株予約権の発行条件は、会社法第238条第3項第2号に定める特に有利な金額に該当するか否かについては、本新株予約権の発行条件が現在妥当しうる解釈に照らし、法令に明確に抵触しない」旨の法律意見書を取得しております。

これらの結果、監査役3名全員から、この払込金額は適正かつ妥当であり、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権の割合（％）	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合（％）
三田証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-6-17	0	0	22,000	19.81%
環境エネルギー1号投資事業有限責任組合	東京都品川区東五反田5-20-7	11,200	12.58	11,200	10.08%
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町1-1	2,188	2.45	2,188	1.97%
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	2,000	2.24	2,000	1.80%
株式会社IHI	東京都江東区豊洲3-1-1	800	0.89	800	0.72%
株式会社荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11-1	800	0.89	800	0.72%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	768	0.86	768	0.69%
株式会社明電舎	東京都品川区大崎2-1-1	750	0.84	750	0.67%
エコバリューアップ・ファンド・1号株式会社	東京都千代田区西神田3-5-3-1901	750	0.84	750	0.67%
ジャフコ・ジー九（ビー）号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	725	0.81	725	0.65%

（注）1．割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権の割合」は、平成21年12月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2．「割当後の所有株式数」は、本新株予約権を当初行使価額で全て行使された場合に交付される株式の数（以下、「当初行使価額割当株式数」という。）を所有株式数に加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、総株主の議決権の数に当初行使価額割当株式数に係る議決権の数を加えた数で除して算出した割合を記載しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 特別損失の計上

前連結会計年度において実施した電力ビジネス事業の分割譲渡により、当社グループ外となった発電子会社に対する貸付金2,025百万円については、平成21年6月期の決算において貸倒引当金を1,012百万円設定しております。

第1四半期連結会計期間において、既に当該発電事業会社2社の貸付金に対する貸倒引当金170百万円を積増しておりますが、第2四半期連結会計期間においても当該2社の業況から貸倒リスクが増加したとの判断により、第1四半期連結会計期間の計上時と現在入手できる直近の財務諸表等を比較し将来の回収可能性に疑義が生じたと見積もられる額を合理的に算定し、貸倒引当金を積増し計上することがより望ましいとの結論に至りました。

この結果、当第2四半期連結会計期間において、75百万円を貸倒引当金に繰入れ特別損失に計上いたしました。これにより連結、個別ともに当期純損失が同額増加しております。

### 2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第13期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成22年2月26日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について変更及び追加すべき事項が生じております。以下に掲げた「事業等のリスク」の内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「2 事業等のリスク」に記載した事項を除き本有価証券届出書提出日（平成22年2月26日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（追加事項）

#### （8）株式の希薄化について

当社は、平成22年2月26日開催の取締役会において、第三者割当による第10回新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該第三者割当による第10回新株予約権の全ての権利行使により、現在の発行済株式総数、89,010株に対して、最大で22,000株増加し、最大で24.71%の希薄化が生じ、既存株主の株式価値を損なう恐れがあります。

#### （9）資金調達リスクについて

第10回新株予約権の全ての権利行使により、総額235,928,000円の資金調達が可能となります。しかしながら、何らかの理由により割当予定先である三田証券株式会社からの払込みが実行されない場合、当社の運営に影響を与える可能性があります。また、行使価額が調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加又は減少します。さらに、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

#### （10）大株主としての経営権について

第10回新株予約権の発行の割当予定先であります三田証券株式会社の保有方針は、純投資を目的としており、第10回新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針であります。ただし第10回新株予約権の行使が全部行われ、かつ保有した場合の三田証券株式会社の議決権割合は19.81%となり、当社のコーポレートガバナンスに影響を与える可能性があります。

三田証券株式会社は、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたうえで、経営には関与しない旨の報告を受けております。なお、当社は三田証券株式会社から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年9月18日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第13期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年10月28日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第13期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年11月11日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期 第2四半期)	自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日	平成22年2月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年9月11日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高岡 勲

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 君和田 安二 印

指定社員 業務執行社員 公認会計士 野口 准史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年7月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当社グループの連結子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象(1)に、重要な取引先の民事再生手続開始に関する記載がある。
3. 重要な後発事象(2)に、電力ビジネス事業の分割及び譲渡に関する記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制報告書

平成21年9月18日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野口 准史

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続の営業損失及び重要な当期純損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映していない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファーストエスコの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ファーストエスコが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 君和田 安二 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野口 准史 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続の営業損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年9月11日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高岡 勲

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコの平成20年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年9月18日

株式会社ファーストエスコ  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 君和田 安二

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野口 准史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコの平成21年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は2期連続の営業損失及び重要な当期純損失を計上した。また、会社の子会社3社がシンジケートローン契約について財務制限条項に抵触する事実が発生しており、会社はこれらの子会社に対し債務保証を行っている。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しており、現時点において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような重要な不確実性の影響を財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。